

神山町農業委員会

議 事 録

令和元年 1 1 月 2 5 日開催

# 神山町農業委員会 議事録

令和元年11月25日神山町農業委員会を  
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（12人）

1番 相原 利章	2番 佐々木 善兼	3番 井上 善司
4番 森 三千子	5番 武市 佐市	6番 田中 一重
7番 河野 宏吉	9番 森本 孝夫	10番 中西 隆子
11番 加藤 宏行	12番 竹本 公三	13番 田中 久博

・欠席委員は次のとおり（1人）

8番 森 昌槻

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（4人）

広野地区 一宮 美行 阿川地区 瀬戸 日出夫  
鬼籠野地区 河野 一弥 下分、左右内、上分地区 上田 一夫

・欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり（2人）

神領地区 新宅 由行  
下分、左右内、上分地区 栗飯原充志

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 主査 阿部 公成 主任業務員 畠中 宏

## 1. 報告

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思えます。本日は、8番森昌槻委員より欠席の連絡がありました。13名中12名の方に参加いただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。又、農地利用最適化推進委員の新宅さんと栗飯原さんは欠席となっております。

それでは、開会宣言を会長にお願いします。」

## 2. 開会宣言

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

（午後1時30分）

局長「それでは、田中会長よりご挨拶を申し上げます。」

(田中会長挨拶)

局長「ありがとうございました。続きまして、後藤町長にご挨拶をお願いいたします。」

(後藤町長挨拶)

局長「ありがとうございました。後藤町長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。」

(町長退席)

局長「議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、田中会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

### 3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第19号 非農地証明願について
- 日程第3 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

### 4. 議事録署名者指名

議長 「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。6番田中一重委員、7番河野委員をお願いいたします。なお、会議書記には事務局の阿部主査を指名いたします。」

## 5. 議案第19号について

議長「日程第2 議案第19号非農地証明願についてを議題とします。事務局より議案の朗読をお願いします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号6番について説明をお願いします。」

局長「ご説明をいたします。本件の申請者●●●●さんの農地が宅地となっている1筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となりました。

4ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、5ページに位置図、6ページに公図を添付しております。●●の●●●●さん宅の小屋になります。

7ページに現況写真を添付しております。8ページ9ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に宅地となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

10ページには始末書を添付しております。受付番号6番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の11番加藤委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。」

加藤委員「先週ですか、阿部さんと現地の確認してまいりました。写真にもあるとおり、長いこと40年以上農地として使われていなかった。土地のやりとりをする必要があったときに調べたらここが農地だったと気が付いたということでした。もう40年以上前から建っている建物なので、現況まったく農地としては使用できない状態になりましたので、問題無いかと思っておりますのでよろしくお願い致します。」

議長「ありがとうございました。議案第19号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第19号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第19号非農地証明願による許可申請について受付番号6番は原案のとおり決しました。」

## 6. 議案第20号について

議長「日程第3 議案第20号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読をお願いします。」

局長「議案書の11ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号7番について説明をお願いします。」

局長「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●●さんへ畑1筆を売買する案件でございます。

12ページに申請地の謄本を添付しております。登記上の住所と現住所が異なるため、前住所が記載された住民票を22ページに添付しております。

申請地の場所についてですが、13ページに位置図、14ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●で●●さんの息子さんが購入した旧●●さん宅の隣になります。15ページ16ページは現況写真を添付しております。

17ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人で農作業に従事する予定で経営面積は、畑●, ●●●. ●●㎡で合計も同数でございます。営農計画概要等についてですが、すだち、野菜、茶等を栽培し自家消費分を除いた全量を販売しています。取得した農地では青野菜を栽培し自家消費します。以下の項目については記載のとおりでございます。

18ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、自作地で、畑●, ●●●㎡、樹園地●●●. ●●㎡で

ございます。

19ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は野菜、シキミ、茶、すだちを記載の面積のとおり栽培する予定で、農機具の所有状況は、耕耘機●台、トラック●台、住所地から申請地までの通作距離は●kmでございます。

20ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、母●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題はないと思われま。続いて、20ページ中段の下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積が●, ●●●. ●●㎡で、今回本件で取得する●●㎡を併せて●, ●●●. ●●㎡で神山町の下限面積1, 000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

21ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号7番の説明は以上でございます。」

**議長**「ただいまの説明に関連して、担当委員の7番河野委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。」

**河野委員**「 それでは現地調査の結果、補足説明をさせていただきます。14日に事務局の阿部さん、農業委員の森さん、私で現地調査に廻らせて頂きました。●●さんの息子さんが取得された宅地の後ろの三角形の農地ということで、現在きれいに野菜等作られておられます。自宅周辺の畑も、息子さんとお母さんの二人の案内で見せて頂きましたけれどもきれいに耕作されておりますので、問題無いかと思いますのでよろしくをお願いします。 」

**議長**「ありがとうございました。続きまして、受付番号8番について事務局より説明をお願いします。」

**局長**「ご説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんへ畑1筆を贈与する案件でございます。

23ページに申請地の謄本を添付しております。登記上の住所と現住所が異なるため、前住所が記載された住民票を32ページに添付しております。

申請地の場所についてですが、24ページに位置図、25ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●で●●●●●●の北東側に位置しています。26ページは現況写真を添付しております。

27ページをご覧ください。譲受人●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員●人で農作業に従事する予定で、経営面積は、田●, ●●●㎡、畑●, ●●●㎡で合計●, ●●●㎡でございます。営

農計画概要等についてですが、主に米を栽培し、自家消費分を除いた全量を販売しています。取得した農地では麦を栽培し自家消費分を除く全量を販売します。以下の項目については記載のとおりでございます。

28ページをご覧ください。●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、自作地で、田●, ●●●㎡、畑●●●㎡、樹園地●●●㎡でございます。

29ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は米、野菜、麦、ゆこうを記載の面積のとおり栽培する予定で、農機具の所有状況は、トラクター●台、耕耘機●台、バインダー●台、脱穀機●台、住所地から申請地までの通作距離は●kmでございます。

30ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題はないと思われま。続いて、30ページ中段の下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積が●, ●●●㎡で、今回本件で取得する●●●㎡を併せて●, ●●●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

31ページには譲受人の●●●さんの住民票を添付しております。  
受付番号8番の説明は以上でございます。」

**議長**「ただいまの説明に関連して、担当委員の7番河野委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。」

**河野委員**「それでは説明をさせていただきます。同じく14日に●●●さんの耕作地並びに譲受ける土地を見せてもらいました。●●●さん自体がお米を主体にして耕作されておりまして、きちんとどの土地も耕作されております。今度譲り受けられる土地についても、麦を栽培されるということで、きちんと考えてくれているようですので、問題無いかと思っておりますのでよろしくをお願いします。」

**議長**「ありがとうございました。続きまして、受付番号9番について事務局より説明をお願いします。」

**局長**「ご説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんへ畑2筆を売買する案件でございます。

33ページから35ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、36ページに位置図、37ページに公図を添付し

ております。申請地は●●●●●●で●●●●の南側に位置しています。38ページは現況写真を添付しております。

39ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人で農作業に従事する予定で、経営面積は、畑●●●㎡、合計も同数でございます。営農計画概要等についてですが、米を栽培し自家消費しています。取得した農地では野菜を栽培します。以下の項目については記載のとおりでございます。

40ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、借入地で、田●●●㎡でございます。

41ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は米、野菜を記載の面積のとおり栽培する予定で、農機具の所有状況は、トラクター1台、住所地から申請地までの通作距離は●●kmでございます。

42ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、妻●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題はないと思われま。続いて、42ページ中段の下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積が●●●㎡で、今回本件で取得する●●●㎡を併せて●●●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

43ページ44ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。受付番号9番の説明は以上でございます。」

**議長**「ただいまの説明に関連して、担当委員の7番河野委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。」

**河野委員**「それでは説明をさせていただきます。同じ日に現地調査をさせていただきました。写真のとおり周りはきれいに耕作されていますが、ここは、ちょっと荒れているということで、自宅が市内になっていますが、ご両親が健在で現在耕作されておりまして、耕作するにはご両親の助けもあり、何も問題無いかと思っておりますのでよろしくをお願いします。」

**議長**「ありがとうございました。議案第20号受付番号7番8番9番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

**議長**「質疑ありませんので、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請につ

いての受付番号7番8番9番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号7番8番9番は原案のとおり決しました。」

## 7. 議案第21号について

議長「日程第4 議案第21号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読をお願いします。」

局長「議案書の45ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「それでは、受付番号7番について事務局より説明をお願いします。」

局長「受付番号7番についてご説明いたします。本件は譲渡人●●●●さん、譲受人●●●●さんで、駐車場、車両置場に転用するものでございます。

46ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。特に問題はありません。

47ページには位置図、48ページに公図を添付しております。申請地は●●●●で、●●●●さんの事務所兼作業場の東側に隣接しています。

49ページに現況写真、50ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、事業拡張のため、事務所兼作業場の隣接地である申請地を選択しました。面積も広いため転用者の車両2台と来客及びその修理車両29台を駐車場、車両置場として確保しました。

3の転用計画の概要についてですが、造成後は全て事務所兼作業場のための駐車場、車両置場として利用します。4、5については特にございません。

51ページから53ページに平面図、54ページから56ページに見積書を添付しております。

57ページは●●●●●の残高証明書を添付しています。必要資金以上の資金を確保しており問題ありません。58ページに併せて利用する土地の全部事項証明書を添付しています。

受付番号7番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の7番河野委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。」

河野委員「それでは説明をさせていただきます。この土地は●●●●●さんのすぐ下側の土地になりまして、駐車場の取り合いの道路がないということですが、隣の方に確認をもらって使わせていただくということになっているようです。問題は、無いかと思いますのでよろしくお願いします。」

議長「ありがとうございました。議案第21号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第21号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号7番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

## 8. 議案第22号について

議長「日程第5 議案第22号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をお願いします。」

局長「議案書59ページをお願いします。(議案内容を朗読)  
議案書の60ページをお願いします。

(内容について朗読)

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号26について説明をいたします。借人の●●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日、農機具の所有状況はトラクター●台、動噴●台、管理機●台、定植機●台でございます。

番号27について説明をいたします。借人の●●●●●さんの世帯の構成員は●名



この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

6 番委員

7 番委員